

## 第2号様式(2)-①

(共同企業体発注・事前審査型)  
沖縄県一般競争入札公告第150号

久米島空港搭乗橋更新工事の一般競争入札の実施について  
地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札(事前審査型)を次のとおり実施する。

平成26年2月17日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 久米島空港搭乗橋更新工事
- (2) 工事場所 沖縄県久米島町
- (3) 工事内容 機械器具設置工事、建築工事、電気設備工事（別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）
- (4) 工期 契約締結日の翌日から210日間
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、入札手続き（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。
- (7) 本工事は、競争参加資格の審査を入札執行前に行う事前審査型である。
- (8) 本工事の予定価格は「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。

### 2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の結成にあたっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

### 3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。  
ア 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法に定める建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入

札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿（以下「平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿」という。）に機械器具設置工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。

ただし、平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事業の経常建設共同企業体として登録されている者及びその構成員は参加できない。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

オ 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。

カ 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・(株)宮平設計

キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社ではある場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社ではある場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事業として登録されている者。

イ 下記の(ア)及び(イ)の要件を満たす施工実績を有すること。

(ア) 平成10年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出期限日までに機械器具設置工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成員としての実績は代表者の場合のものに限る。経常JVの施工実績については経常JVの代表者の場合に限る。但し、平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る工事においては 工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

(イ) 平成10年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出期限日までに国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港又は地方管理空港における搭乗橋製造を完了した実績をもつこと。

ウ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 監理技術者にあっては、機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

(イ) 配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。

(3) 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める建設業の許可を受けた者であって、平成25・26年度建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事業として登録されている者。

イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 機械器具設置工事業に係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者で建設業法第7条第2号に該当する者

(イ) 配置予定の主任技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請日以前に3か月以上の雇用）があること。

ウ 本県南部土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所がある者。

やむを得ず持参により入札書を提出しようとする者は、沖縄県電子入札運用基準に基づき「紙入札方式参加承認申請書」又は「紙入札方式移行申請書」（以下紙入札申請書という）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに紙入札申請書を提出しない者の持参による入札は認めない。

ア 提出期間：平成26年2月17日（月）から平成26年2月26日（水）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木総務課 建設業指導契約班

電話番号 098-866-2384

## 5 入札場所及び日時

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

### (1) 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成26年3月13日（木）8時30分

入札書提出締切日時：平成26年3月13日（木）15時00分

### (2) 持参による場合

持参日時：平成26年3月13日（木）15時50分

持参場所：沖縄県土木建築部10階会議室（旧都市モノレール室分室）

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

開札日時：平成26年3月13日（木）16時00分 電子入札システムにより開札

## 6 申請書等の提出及び競争参加資格の審査

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

### (1) 申請書及び資格確認資料の提出期間等

ア 提出期間：平成26年2月17日（月）から平成26年2月26日（水）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部 空港課 企画整備班

電話番号 098-866-2400

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書（第3号様式(2)のみでよい）を提出すること。

エ 提出部数：1部（紙ファイルに綴じ、背表紙に工事名、会社名を記載すること。）

## (2) 共同企業体資格審査申請の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び委任状を持参により提出しなければならない。

ア 提出期間：上記 6 (1) に同じ

イ 提出場所：同上

ウ 部 数：1 部

## (3) 競争参加資格の確認結果通知

平成 26 年 3 月 4 日（火）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

## (4) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：沖縄県土木建築部土木総務課

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

## 7 設計図書の交付期間、交付方法等

(1) 交付期間 平成 26 年 2 月 17 日（月）から

(2) 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

### 【入札情報システム】

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNo=4700000>

(3) 問い合わせ先 ☎ 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県土木建築部土木総務課建設業指導契約班

電話番号 098-866-2384

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

沖縄県財務規則第 100 条第 2 項第 4 号の定めにより免除。

### (2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び建設工事請負契約書第 4 条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しく

は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

#### 9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

#### 10 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該工事の競争参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができる所以入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。
- (6) 入札書のくじ番号（任意の数字3桁）は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。

#### 11 工事費内訳書の提出

本工事は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。  
ただし、電子入札対象工事であり、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。
- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

#### 12 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

### 13 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

### 14 支払条件

前金払 契約金額の40%以内

中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく

部分払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数

### 15 火災保険の要否

要

### 16 その他

- (1) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書及び資格確認資料の差し替え、又は再提出は認めない。
- (5) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。
- (6) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争契約入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乘じた額で行う。
- (8) 工期は、事情により変更することがある。
- (9) 最低制限価格を設定する。
- (10) 詳細は、沖縄県電子入札運用基準による。
- (11) 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う本工事の取扱いについては、平成25年10月1日付け国土交通省国地契第33号・国北予第23号通知「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて」第2の1に準じて取り扱うものとする。  
【消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う直轄工事等の取扱いについて】

<http://www.mlit.go.jp/common/001014374.pdf>

### 17 本案件に関する質問・回答

(1) 入札及び契約関係：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1丁目2番2号

沖縄県土木建築部 土木総務課 建設業指導契約班

電話番号 098-866-2384

(2) 上記(1)以外に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1丁目2番2号  
沖縄県土木建築部 空港課 企画整備班  
電話番号 098-866-2400

ア 提出期間：平成26年2月17日（月）から平成26年3月4日（火）持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：上記(2)に同じ

ウ 提出方法：持参によるものとする。

電子入札対象工事の場合でも、持参すること。

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：回答日から平成26年3月13日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

閲覧場所：上記(2)において閲覧に供するほか、入札情報システムに掲載する。【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercale.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNo=4700000>

## 18 留意事項

この公告に掲げる案件は2月議会の繰越承認に係る予算使用を前提としており、議会承認後に効力を発揮する事業である。従って、議会承認等の手続きの都合上、入札を延期する場合がある。